

# 免許状申請書類一覧

【提出先】  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6  
静岡県教育委員会義務教育課 教員免許担当  
※簡易書留等、ご自身で配達記録が確認できる方法で御提出ください。

- ・・・全員提出が必要な書類。
- ▲・・・所持している場合に提出する。
- ▽・・・教育実習の単位を実務経験で振替えた者が提出する。

注1・・・教員免許更新制の下で失効した免許状で、「静岡県教育委員会」が発行した免許状の再授与申請の場合、省略できる。  
(他の都道府県が授与した免許状を再授与申請する場合、省略できない。)

根拠規定	取得方法	申請できる免許状	説明	手数料	申請書類												
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
別表1	(例)教育実習を要する 学位等で免許取得	幼・小・中・高・特支	教職課程のある大学等で単位を修得 ○放送大学の単位で特支取得 →別表7欄の書類で申請	1件 3,300円	○	○	○	○注1	▲	▲	○ 適用法を大学と確認注1	-	▽注1	-	○	○	介護等体験証明書注1 ※小・中学校免許新規取得者は必須
別表2 ※保健師免許使用は別表2ロ		養護	教職課程のある大学等で単位を修得		○	○	○	○注1	▲	▲	○ 適用法を大学と確認注1	-	▽注1	-	○	○	保健師証の写し ※別表2ロのみ
別表2の2		栄養	教職課程のある大学等で単位を修得		○	○	○	○注1	▲	▲	○ 適用法を大学と確認注1	-	▽注1	-	○	○	栄養士・管理栄養士免許証の写し
法16条		試験が開講されている免許種	教員資格認定試験に合格 領域を追加できるのは、		○	○	○	-	▲	▲	-	-	-	-	○	○	資格認定試験合格証の写し
規則第7条第3項		その他	特支領域追加		特別支援学校教諭免許に新たな領域を追加(実務経験なし)	○	○	○	-	○	▲	○ 新法	-	-	-	○	○
規則第7条第5項	その他	特支領域追加	特別支援学校教諭免許に新たな領域を追加(実務経験あり)	1件 5,000円	○	○	○	-	○	▲	○ 新法	○	○注1	○	○	静岡県教育委員会が発行した教員免許状の原本	

根拠規定	取得方法	申請できる免許状	説明	手数料	申請書類													
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
別表3	実務経験等で実習不要	幼・小・中・高	2種から1種等上位免許を取得	1件 5,000円	○	○	○	○ 4大卒業者注1	○	▲	○ 新法	○	○注1	○	○	○	-	
別表4		中・高	他教科の免許を取得		○	○	○	-	○	▲	○ 新法	○	-	○	○	○	-	
別表5		中・高	実習教諭免許状を取得		○	○	○	○	▲	▲	○ 新法	○	○注1	○	○	○	○	-
法附則9項		高	実習教諭免許状を取得		○	○	○	○	▲	▲	○ 新法	○	○注1	○	○	○	○	-
別表6		養護	2種から1種等上位免許を取得		○	○	○	○ 4大卒業者注1	○	▲	○ 新法	○	○注1	○	○	○	○	-
別表6の2		栄養	2種から1種等上位免許を取得		○	○	○	-	○	▲	○ 新法	○	○注1	○	○	○	○	-
法附則17項		栄養	現職学校栄養職員が免許状を取得		○	○	○	-	▲	▲	○ 新法	○	○注1	○	○	○	○	栄養士・管理栄養士免許証の写し
別表7		特支	実務経験で免許状を取得 例：放送大学で単		○	○	○	-	○	▲	○ 新法	○	○注1	○	○	○	○	-
別表8		幼・小・中・高	中学から小学校等隣接校種免許状を取得		○	○	○	-	○	▲	○ 新法	○	○注1	○	○	○	○	-
法附則18項		幼(R7.3までの特例)	保育士又は幼保連携認定こども園の保育教諭の免許状を取得 保育士特例制度はこちらの書類		○	○	○	○ 4大卒業者注1	○	▲	▲	○ 新法	○	○注1	○	○	○	保育士証の写し

※上表以外の申請方法を希望する場合は、教員免許担当宛て問い合わせる。(054-221-2758)

## 申請書類の留意事項

【共通事項】・写しを提出する際は、日本産業規格A型4号（A4サイズ）とする

・証明書類は、発行から6月以内を原則とする

番号	書類名	説明	様式
1	申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記入例参照。</li> <li>・手数料は申請書類一覧を参照。（静岡県収入証紙は、収入印紙と異なるため注意）</li> </ul>	別記様式第1号
2	履歴書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記入例を参照</li> <li>・静岡県内の公立学校の現職員は人事給与システムより出力された履歴書でも可（奥書不要）</li> </ul>	別記様式第7号
3	戸籍抄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本籍地の市町村役場で取得する（住民票は不可）</li> <li>・外国籍の方は、在留カードの写し</li> </ul>	—
4	学位記の写し等 （基礎資格が分かる書類）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業証書や学位記等の基礎資格が分かる書類の写し</li> <li>・原本紛失の場合は、卒業証明書（原本）</li> <li>・卒業年月日、学位等が学力に関する証明書内に記載があれば不要</li> </ul>	—
5	所有免許状の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所持する全ての教員免許状の写し</li> <li>・原本紛失の場合は、免許状授与証明書（原本）</li> </ul>	—
6	免許更新関係証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員免許更新手続きを行ったことがある者のみ提出</li> <li>・原本紛失の場合は、所持する全ての免許状授与証明書（原本）</li> </ul>	—
7	学力に関する証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請する免許状に係る単位を修得した大学等で発行</li> <li>・大学に証明書の発行を依頼する際、適用法律に注意が必要</li> <li>・成績証明書及び単位修得証明書とは異なる</li> <li>※静岡県教育委員会主催の認定講習のみ、「単位修得証明書」の原本を提出</li> </ul>	—
8	人物に関する証明書 【厳封】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所定の様式で提出</li> <li>・勤務先によって証明者が異なるので、記入例を参照</li> </ul>	別記様式第8号
9	実務に関する証明書 【厳封】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記入例参照</li> <li>・在籍していた任命権者等ごとに証明してもらおう</li> <li>・教育実習の単位を経験年数で振り替える場合も必要</li> </ul>	所定様式
10	身体に関する証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所定様式の内容に証明がもらえるように病院を受診</li> <li>・診察の項目等について、こちらからの指定なし</li> <li>・職場で定期健診を受けている場合は、責任者の奥書証明でも可（記入例を参照）</li> <li>・健診結果の写しは提出不要</li> </ul>	別記様式第9号
11	宛先を記載した返信用レターパック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライト（青）又はプラス（赤）どちらでも可</li> <li>※レターパックでは損害賠償は行われなため、万が一の時の損害賠償が必要な場合は、代わりに次の返信封筒を添付する。</li> <li>・A4サイズの封筒（角2）</li> <li>・宛先を記載する（「行」ではなく「様」と記載）</li> <li>・免許状1～3件は490円分の切手を貼付（定形外100g以内・簡易書留）</li> </ul>	—
12	クリアファイル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・折り曲げ防止のため1枚添付</li> </ul>	—
13	その他証明書等	<b>【介護等体験証明書】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別表第1で初めて小・中学校教諭免許状を申請する者</li> <li>・既に小・中学校教諭免許状を所有している場合は不要</li> </ul>	—
		<b>【教員免許状の原本】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・領域追加をする特別支援教諭免許状を添付</li> <li>・静岡県で発行した免許状のみ手続ができる（他県が発行した免許状は、他県で手続）</li> </ul>	—

## 免許状別取得方法一覧

どの取得方法で申請するか確認の上、書類を準備してください。  
手数料の納入額をお間違えないよう、1ページ目で御確認ください。

申請する 免許	取得方法	根拠規定※
幼稚園	大学等で所定の単位で免許を取得 (教育実習を含む。)	法別表 1
	実務経験を基に、上位免許を取得	法別表 3
	小学校での実務経験を基に免許を取得 (隣接校種の免許を取得)	法別表 8
	教員資格認定試験に合格して免許を取得	法第16条
	保育士の実務経験を基に免許を取得 (R7年3月までの特例制度)	法附則18項
小学校	大学等で所定の単位で免許を取得 (教育実習を含む。)	法別表 1
	実務経験を基に、上位免許を取得	法別表 3
	幼稚園又は中学校での実務経験を基に免許を取得 (隣接校種の免許を取得)	法別表 8
	教員資格認定試験に合格して免許を取得	法第16条
中学校	大学等で所定の単位で免許を取得 (教育実習を含む。)	法別表 1
	実務経験を基に、上位免許を取得	法別表 3
	他教科の免許を取得	法別表 4
	小学校又は高校での実務経験を基に免許を取得 (隣接校種の免許を取得)	法別表 8
高等学校	大学等で所定の単位で免許を取得 (教育実習を含む。)	法別表 1
	実務経験を基に、上位免許を取得	法別表 3
	他教科の免許を取得	法別表 4
	中学校での実務経験を基に免許を取得 (隣接校種の免許を取得)	法別表 8
	大学で実業の学科を卒業し、実習教諭免許を取得	法別表 5
	実習助手の実務経験を基に、実習教諭免許を取得	法附則9項
特別支援学校	大学、短大で所定の単位で免許を取得 (教育実習を含む。)	法別表 1
	実務経験年数を基に、免許を取得	法別表 7
	教員資格認定試験に合格して免許を取得	法第16条
	既に所有している特支免許に、新領域を追加 (実務経験あり)	規則第7条第5項
	既に所有している特支免許に、新領域を追加 (実務経験なし)	規則第7条第3項
養護教諭	大学等で所定の単位で免許を取得 (教育実習を含む。)	法別表 2
	保健師資格を基に免許を取得	法別表 2ロ
	実務経験年数を基に、上位免許を取得	法別表 6
栄養教諭	大学等で所定の単位で免許を取得 (教育実習を含む。)	法別表 2の2
	実務経験年数を基に、上位免許を取得	法別表 6の2
	学校栄養職員の実務経験を基に免許を取得	法附則17項

※法とは、教育職員免許法を、規則とは教育職員免許法施行規則をそれぞれ指す。

※上表以外の申請方法を希望する場合は、教員免許担当宛て問い合わせる。(054-221-2758)